

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年1月29日（金） 10：01～10：19

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
橋 本 聖 子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 5件
- 国会提出案件 18件
- 公布（法律） 4件
- 法律案 6件
- 政令 6件
- 人事 1件
- 配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、坂井副長官から御説明申し上げます。

○坂井内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「政府調達苦情処理推進会議の設置について」の一部改正について、御決定をお願いいたします。本件は、全てのWTO政府調達協定締約国において、同改正協定の受諾等の国内手続が完了したことに伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」について、御決定をお願いいたします。本件は、地方交付税法に基づき、国会に提出するものであり、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」について、御決定をお願いいたします。本件は、地方税法に基づき、令和元年度の地方税の税負担軽減措置の適用状況等に関する報告書を国会に提出するものであります。

次に、「特別会計財務書類」について、御決定をお願いいたします。本件は、特別会計法に基づき、令和元年度における各特別会計の資産及び負債の状況等について、国会に提出するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書15件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「地方交付税法等の一部改正法」外3件が、昨日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、法律案6件について、御決定をお願いいたします。まず、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部改正法案」は、原子力発電施設等の立地地域において、防災インフラ整備及び企業投資・誘致への支援を引き続き実施するため、同法の有効期限を令和13年3月31日まで10年間延長するものであります。

次に、「地方税法等の一部改正法案」は、現下の経済情勢等を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税等の負担調整措置を講ずるほか、自動車税等の環境性能割の税率区分の見直し等を行うものであります。

次に、「地方交付税法等の一部改正法案」は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和3年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、「地域デジタル社会推進費」の創設等を行うものであります。

次に、「関税率法等の一部改正法案」は、暫定関税率の適用期限の延長、個別品目の関税率の見直し、特惠関税制度の適用期限の延長等を行うものであります。

次に、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部改正法案」は、JR北海道、JR四国及びJR貨物の経営基盤の強化を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行うこれらの会社に対する助成金の交付業務の期限延長等を行うものであります。

次に、「踏切道改良促進法等の一部改正法案」は、踏切道の改良等を通じた道路及び鉄道の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、災害時の管理の方法を定めるべき

踏切道の指定制度の創設等を行うものであります。

次に、政令 6 件について、御決定をお願いいたします。まず、「会社法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備等政令」及び「同改正法及び同改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等政令」は、監査役会設置会社における社外取締役の設置義務付け規定等に係る条項ずれ修正などの技術的な整備を行うものであります。

次に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の適用対象となる給付金として、地方創生テレワーク推進交付金等を追加するものであります。

次に、「国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、同機構が行う助成資金運用における運用の方法の細目等を定めるものであります。

次に、「マンション管理適正化法及びマンション建替円滑化法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、管理業務に係る重要事項の説明の電磁的方法による提供等に関する規定の施行期日を、本年 3 月 1 日とするものであり、「マンション管理適正化法施行令の一部を改正する政令」は、当該提供に係る区分所有者等の承諾に関する手続を定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。清水明外 8 7 0 名の叙位、叙勲又は紺綬褒章等授与について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、ジョージアとの間で「租税条約」及び「投資協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。「租税条約」は、所得に対する租税に関する二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定めるものであり、「投資協定」は、両国間の投資拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであります。なお、いずれも本日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をパプアニューギニア及びソロモン諸島との間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援」のため、パプアニューギニアに 3 0 0 億円、ソロモン諸島に 2 5 億円をそれぞれ限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、書簡交換の日は、パプアニューギニアが本日、ソロモン諸島が 2 月 1 日であり、それまで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣から 2 件御発言がございます。

○武田国務大臣：まず、令和 3 年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額の策定に当た

りましては、地域社会のデジタル化や防災・減災、国土強靱化、地方創生の推進、地域社会の維持・再生等に対応するために必要な経費を計上することとしております。あわせて、引き続き生じる財源不足については、特例地方債の発行、一般会計からの地方交付税の加算等により補填することといたしました。これらの結果、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、交付団体ベースで、実質前年度を2,414億円上回る6兆9,932億円を確保するとともに、地方交付税総額について、前年度を8,503億円上回る1兆7,438.5億円を確保することとしております。なお、歳入歳出総額の見込額は、8兆9,060億円となっております。また、東日本大震災分の復旧・復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、震災復興特別交付税を1,326億円確保いたしました。よろしく御了承のほどお願い申し上げます。

次に、本日、労働力調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。12月の就業者数は6,666万人と、1年前に比べ71万人減少し、9か月連続の減少となりました。季節調整値で前月からの増減をみると、就業者は6万人の減少、完全失業者は6万人の増加となりました。完全失業率は2.9%と、前月と同率となりました。新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き大きく現れており、今後も十分に注視してまいります。なお、令和2年平均の完全失業率は2.8%と、前年に比べ0.4ポイント上昇し、平成21年以来、11年ぶりの上昇となりました。

○加藤国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○田村国務大臣：令和2年12月の有効求人倍率は、季節調整値で1.06倍と、前月と同水準となりました。また、正社員有効求人倍率は0.81倍と、前月を0.01ポイント上回りました。なお、令和2年平均の有効求人倍率は1.18倍と、前年を0.42ポイント下回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中、求人が求職を上回って推移しているものの、求職者が引き続き増加傾向にあり、厳しさがみられます。有効求人倍率が1倍を下回る地域がある等、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要があると考えています。今般の緊急事態宣言下においても、雇用と生活をしっかりと守るため、雇用調整助成金の特例措置等については、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長等することとしており、こうした支援の周知を徹底し、国民の皆様へ支援が行き届くよう努めてまいります。

○加藤国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○菅内閣総理大臣：令和2年度第3次補正予算につきましては、昨日28日に、成立いたしました。改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。本補正予算を含めた「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」により、新型コロナウイルス感染症対策として、医療体制の確保やワクチン接種費用、さらに雇用と事業を支援するとともに、経済構造の転換・好循環の実現を図り、防災・減災、国土

強靱化の推進など安全・安心の確保を進めていく必要があります。こうした観点から、各大臣におかれましては、本補正予算を含めた本経済対策の各施策につき、感染症の状況を踏まえつつ、迅速かつ適切に実行していただくよう、御協力をよろしくお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：令和2年度第3次補正予算が早期に成立したことにつきましては、私からも改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。この機会に、予算の執行につきまして、一言申し上げます。先ほどの総理の御指示にもありましたとおり、各大臣におかれましては、本補正予算に盛り込まれた取組の効果を十分に発揮させる観点から、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、迅速かつ適切な執行に取り組んでいただくようお願いいたします。地方自治体や関係機関におきましても、同様の執行が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。

○加藤国務大臣：次に、西村大臣。

○西村国務大臣：先ほど、総理から、令和2年度第3次補正予算及び総合経済対策の迅速かつ適切な実行について、御指示がございました。緊急事態宣言の下、これまでの経験・知見や専門家の分析を踏まえ、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底しているところであり、その中でも、厳しい影響を受ける方々に対して、重点的・効果的に様々な支援を速やかに講じてきているところですが、本経済対策には、こうした感染症の影響に対して、雇用と事業、生活を守る施策はもちろんのこと、成長分野への民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる施策を盛り込んでおります。本経済対策における各種支援策の分かりやすい、効果的な情報発信・広報に努めるとともに、進捗状況の取りまとめを行ってまいりますので、関係閣僚におかれては、御協力をいただくようお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございました。

○武田国務大臣：まず、今回の経済対策が十分な効果を発揮するためには、地方公共団体においても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、迅速かつ適切な事業執行に取り組んでいただくことが重要であり、その旨、地方公共団体に対し要請を行います。関係府省におかれては、事務処理の促進を図る観点から、補助金等の早期交付及び事務の簡素合理化を図られますよう、御協力をお願いしたいと存じます。

次に、本日、「「更生保護ボランティア」に関する実態調査」の結果に基づき、法務大臣に対して勧告を行います。更生保護の中核の役割を果たす保護司については、高齢化が進んでおり、担い手の確保も難しくなっているところ、こうした保護司の活動及び担い手の確保並びにこれらへの支援の実態を調査しました。調査の結果、保護司が保護観察対象者との面接場所の確保に苦勞している状況や、保護司の担い手を確保するためには、保護司候補者検討協議会の開催単位を細かくした方がより効果がある傾向などがみられました。このため、自宅以外の面接場所を確保するための取組の推進や、協議会の効果的な開催に関する情報の保護司会への提供などを、

法務省に求めています。法務大臣におかれては、保護司の活動及び担い手の確保への支援について、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：次に、法務大臣。

○上川国務大臣：法務省といたしましては、今回の実態調査の結果に基づく勧告を踏まえ、更生保護の重要な担い手である保護司の活動環境の整備や、保護司の適任者確保のための方策などについて、実効性のある施策の推進に取り組んでまいります。

○加藤国務大臣：次に、私から、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」の一部改正について、申し上げます。外国人材の受入れ及び外国人との共生社会の実現に向けたデジタル化推進の調整に資するため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について」を一部改正し、同閣僚会議の構成員に、デジタル改革担当大臣を追加することといたしますので、御了解をお願いいたします。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、国土交通大臣。

○赤羽国務大臣：「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」が十分に効果を発揮するためには、新型コロナウイルス感染症下においても、本補正予算で措置された公共事業予算の迅速な執行とともに、円滑な施工を確保することが重要です。このため、感染症対策にかかる費用を上乗せする柔軟な契約変更を徹底するなど、感染拡大防止に万全を期しつつ、市場の実態を反映した適正な予定価格の設定や適正な工期設定、施工時期の平準化などの取組を推進する必要があるため、関係省庁、地方公共団体等と連携して取り組むこととしたいので、関係各位の御協力をお願いします。国土交通省としても、防災・減災、国土強靱化などの公共事業予算を始め、補正予算の迅速かつ適切な執行に取り組んでまいります。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣。

○武田国務大臣：ただいま、国土交通大臣から本補正予算で措置された公共事業の円滑な施工確保について御発言がありましたが、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」が最大限効果を発揮するためには、地方公共団体にも御協力いただくことが必要となります。そのため、総務省としては、公共工事が円滑に発注でき、十分にその効果が発揮されるよう、新型コロナウイルス感染症対策にかかる費用を上乗せする柔軟な契約変更を徹底するなど、感染拡大防止に万全を期しつつ、市場の実態を反映した適正な予定価格の設定や適正な工期設定、施工時期の平準化などについて、関係府省と連携して、地方公共団体に取組を要請してまいりたいと考えており、関係各位の御協力をお願いいたします。

○加藤国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和3年 〕 (金)
1月29日

◎一般案件

資料あり

- 「政府調達苦情処理推進会議の設置について」の一部改正について（決定）（内閣府本府）

◎国会提出案件

資料あり

- 令和3年度地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類について（決定）（総務省）
 〃 ○地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書について（決定）（総務・財務省）
 〃 ○令和元年度特別会計財務書類について（決定）（財務省）

- 〃 ○
1. 衆議院議員中谷一馬（立民）提出政権による事実と異なる答弁（いわゆる虚偽答弁）及び「答えを差し控える」・「答える立場にない」など政権による説明拒否発言が連発されていることに関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
 1. 衆議院議員岡本充功（立民）提出「勝負の3週間」に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
 1. 衆議院議員中谷一馬（立民）提出緊急事態宣言下における営業制限に伴う事業者補償と新型コロナウイルス感染拡大で厳しい影響を受けている事業者への給付支援に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
 1. 参議院議員有田芳生（立憲）提出政府認定拉致被害者と拉致の可能性を排除できない行方不明者に関する質問に対する答弁書について（決定）（警察庁）

1. 衆議院議員中谷一馬（立民）提出1人につき10万円の特別定額給付金を再給付することに関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 衆議院議員今井雅人（立民）提出核兵器禁止条約への日本の参加に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 参議院議員有田芳生（立憲）提出バイデン政権の北朝鮮政策と菅政権に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員有田芳生（立憲）提出朝鮮労働党第8回大会と菅政権に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出米国連邦議会議事堂において5名の尊い命が失われた事案に対する日本政府の見解に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員岡本充功（立民）提出濃厚接触者の調査に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
1. 衆議院議員宮川伸（立民）提出新型コロナウイルス変異株の水際対策とPCR検査の徹底に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員松原仁（立民）提出アビガンの承認に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員浜田聡（みん）提出健康被害発生の可能性がある二酸化塩素を利用した空間除菌を標ぼうする空調装置に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員阿部知子（立民）提出カーボンニュートラルに矛盾する容量市場に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）

1. 衆議院議員阿部知子（立民）提出福島県沖の洋上風力発電が不採算に終わったことに関する質問に対する答弁書について（決定）
（経済産業省）

◎ 公布（法律）

資料
なし

☆

1. 地方交付税法等の一部を改正する法律（決定）
1. 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（決定）
1. 令和元年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（決定）
1. 国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律（決定）

◎ 法律案

資料
あり

- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律案（決定）
〔内閣府本府・総務・財務・文部科学・農林水産・経済産業・国土交通省〕
- 〃 ○ 地方税法等の一部を改正する法律案（決定）
（総務・財務省）
- 〃 ○ 地方交付税法等の一部を改正する法律案（決定）
（同上）
- 〃 ○ 関税定率法等の一部を改正する法律案（決定）
（財務省）
- 〃 ○ 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）
（国土交通・財務省）
- 〃 ○ 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案（決定）
（同上）

◎政 令

資料あり

- 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（決定）
(金融庁)
- 〃 ○会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令（決定）(金融庁・財務・厚生労働省)
- 〃 ○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（文部科学・財務省）
- 〃 ○マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

◎人 事

資料あり

- ☆信州大学名誉教授清水 明外 8 7 0 名の叙位，叙勲又は紺綬褒章等授与について（決定）

◎配 布

- ☆労働力調査報告（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

◎一般案件

- 資料なし
- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とジョージアとの間の条約の署名について（決定）
（外務省）
 - 〃 ○投資の自由化，促進及び保護に関する日本国とジョージアとの間の協定の署名について（決定）
（同上）
 - 〃 ○ { 1. 円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換
1. 円借款の供与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換
について（決定）
（同上）

[○署名あり ☆署名なし]